



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会社名 ソースネクスト株式会社  
代表者 代表取締役社長 松田 憲幸  
(コード番号 4344 東証第一部)  
問合せ先 アドミニストレーショングループ  
取締役常務執行役員 青山 文彦  
TEL 03-6430-6406

## 定款一部変更に関するお知らせ

ソースネクスト株式会社は、本日の取締役会において、下記のとおり定款一部変更について平成26年6月23日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

(1) 当社は、平成24年4月に株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が100株又は1,000株以外の上場会社は単元株式数を100株とすることが義務づけられたことを踏まえ、平成24年8月29日開催の取締役会において、同年10月1日を効力発生日として、1株につき100株に分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨の定款変更決議をいたしました。

これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を制限するため、変更案第8条(単元未満株式についての権利)を新設し、以後の条数の繰下を行うものです。

(2) 新株予約権に関する取扱いを株式取扱規程において定めることを明確にするため、現行定款第10条(株式取扱規程)を変更するものです。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成26年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	平成26年6月23日(予定)

以上

(別紙)変更内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です)

現行定款	変更後
(新設)	( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 ②会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 8 条 ～ (条文省略) 第 9 条	第 9 条 ～ (現行どおり) 第 10 条
(株式取扱規程) 第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 11 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第 11 条 ～ (条文省略) 第 44 条	第 12 条 ～ (現行どおり) 第 45 条

以上